

グリーン購入・調達要領

出光興産株式会社

調達部

目 次

1. 目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. グリーン購入・調達の基本的考え方
5. グリーン購入・調達の品目選定の判断基準

付則

[別表]

別表一 1. 環境ラベル取得商品

1. 目的

出光グループは、調達基本方針ならびにサステナブル調達ガイドラインを基に、「事業活動」として下記の事項を推進する。(「出光グループ」とは、当社並びに関係会社規程に定める「主要関係会社」「一般関係会社」「孫会社」をいう。)

(1) 原材料の選択

出光グループは商品の生産過程から消費に至るまで環境保全に適応した原料・副資材等を選び、更に資源として有効に再活用できる方法を採用する。

(2) 物品の購入

出光グループは物品の購入にあたり品質・安全・コスト・サービスなどの検討に加え環境にも配慮し、グリーン購入・調達を積極的に推進する。

本要領は循環型社会の構築という社会的使命の達成を目指し、出光ブランドを向上・強化すべくグリーン購入・調達を積極的に推進するために定める。

2. 適用範囲

本要領は、出光グループの事業所に適用する。

3. 用語の定義

本要領では「グリーン購入・調達」を推進するにあたり、個々の用語の定義を次のとおりとする。

(1) グリーン購入

事務用品（文房具及び紙類）OA機器、事務機器等の環境に配慮した商品の購入を「グリーン購入」と呼ぶ。

(2) グリーン調達

資機材（工事用等）、原材料、副資材（添加剤、触媒、薬品等）の環境に配慮した商品の調達を「グリーン調達」と呼ぶ。

また、原油、輸出入製品・半製品はそれぞれに受入れ基準があり、本対象に含めない。研究開発段階の諸物品の購入は本対象に含めない。

4. グリーン購入・調達の基本的考え方

本要領では基本原則を次のとおりとする。

- (1) 購入する前に購入・調達品の必要性を十分に考える。
- (2) 購入・調達品の資源採取から廃棄までの製品ライフサイクルにおける多様な環境負荷を考慮して購入する。
- (3) 環境負荷の低減に努める事業者からの製品やサービスを優先して購入する。
- (4) 製品・サービスや事業者に関する環境情報を積極的に入手・活用して購入・調達する。

5. グリーン購入・調達の品目選定の判断基準

(1) グリーン購入

事務用品（文房具、及び紙類）、OA機器、事務機器、照明器具、家電製品、自動車等は環境ラベル取得商品※を優先的に購入する。（別表一1）

※ 環境ラベル取得商品（環境対応商品・環境配慮型商品：ISO 14020台）、グリーン購入法適合商品（含 家電製品、自動車等 制定分野）、Biznet Green商品、エコマーク商品、グリーンマーク商品、GPN - DB掲載商品、非木材紙普及協会商品、牛乳パック再利用商品、エネルギースター商品、GPN***ホームページ上の製品・サービス、（財）省エネルギーセンターホームページ上の省エネラベリング表示対象機器

※※ GPN：Green Purchasing Network（グリーン購入ネットワーク）：環境負荷が少ない製品やサービスの優先的購入を進める消費者、企業、行政の全国ネットワーク。

(2) グリーン調達

ア. 取引先・仕入れ先の選定

(ア) 環境マネジメントシステムの認証取得事業所あるいは、取得計画がある事業所を優先する。（ISO14001、エコアクション21、エコステージ又は同等の環境マネジメントシステムの構築事業所 等）

(イ) 配慮事項

各事業部門が原材料、副資材等を調達する際にはサプライチェーンマネジメント（SCM）の一環として環境に配慮した調達先やサステナブル調達の取組み事業者を優先的に採用するなどの配慮をする。

イ. 調達品の環境負荷低減の観点は次のとおり。

- (ア) 省資源 : 資源の使用が少ない。再生資源を利用している。
 - (イ) 省エネルギー : 製造時及び使用時のエネルギー消費量が少ない。
 - (ウ) リサイクル性 : 回収、リサイクルが可能である。
 - (エ) 長期使用性 : 長期間使用ができる。再使用可。
 - (オ) 処理・処分の容易性 : 廃棄される時に適正な処理・処分が容易で分解・分別が容易である。
 - (カ) 汚染防止 : 有害化学物質の不含有物品や代替物質への切替物品を優先する。
 - (キ) 再生材料等の利用 : 再生材料や再使用部品を用いている。
- ウ. 調達先への考慮事項は次のとおり。
- (ア) グリーン調達品目リスト及び判断基準の提示
 - (イ) 調達先の取組み状況の把握（調達先の環境への取組み度合を評価）
 - (ウ) 化学物質管理の事前確認方法及び適用法令の提示等

付則

1. 承認者 この規程の制定及び改廃は、調達部長の承認によって行う。
2. 責任者 この規程の制定及び改廃手続きについては、施設サービスグループがその責めを負う。
3. 実施日 この要領は、2023年4月17日から実施する。
4. 制定・改定
 - 制定日 2021年 9月 1日
 - 改定1 2022年 3月 15日
 - 改定2 2023年 4月 17日

別表一1. 環境ラベル取得商品

- (1) グリーン購入法適合商品（含 家電製品、自動車等）
グリーン購入法における特定調達品目及びその判断基準に合致した商品をいう
- (2) Biznet Green 商品
「商品を生産する段階から省資源に努める。再利用できる材質を選ぶ。分別して捨て易い。環境と人体の安全に配慮する」環境商品を biznet 株式会社が選定するものをいう
- (3) エコマーク商品
環境を汚さない環境保全に役立つと(財)日本環境協会が審査・認定するマークのついた商品をいう
- (4) グリーンマーク商品
自然環境の保護・森林資源の愛護などの意識向上も目的として(財)古紙再生センターが審査・認定するマークのついた商品をいう
- (5) GPN - DB 掲載商品（グリーン購入ネットワークデータベース）
メーカーからの申告により、「商品選択のための環境データベース」に掲載されている商品をいう
GPN の会員は全国の企業・行政・消費者（民間団体）で構成
- (6) 非木材紙普及協会商品
木材パルプの代用となる非木材（ケナフ・稲わらなど）パルプ使用商品の普及を促進し森林保護を目的として非木材紙普及協会が認定する商品をいう
- (7) 牛乳パック再利用商品
市民団体「全国牛乳パックの再利用を考える連絡会」が認定する市中回収された牛乳パックなどの原材料としてリサイクルされた商品をいう
- (8) エネルギースター商品
地球環境問題を考え、エネルギー消費の低減性に優れ、かつ効率的な使用を可能とするオフィス機器の開発・普及の促進を目的とした国際的な省エネルギー制度である「国際エネルギーestar プログラム」に適合した商品をいう
- (9) 省エネラベリング表示対象機器
(財)省エネルギーセンターが推奨するエネルギー消費効率等をラベルで表示する「省エネラベリング制度」により、家電製品やガス・石油機器など JIS に制定された表示対象機器をいう